※赤字部分は各事業所によって要否が異なることから、各事業所に応じた内容にして作成してください。

第１　総則

　１　風水害対策は、「平時からの事前の備え」、「風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策」、「天候回復後の点検・復旧」について実施計画を作成し、これに基づき行うものとする。

　２　策定した風水害対策の実施計画は、予防規程に添付し、保管するものとする。

　３　想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、必要に応じて実施計画を見直すものとする。見直した場合は、予防規程の変更申請を行い、認可を受けるものとする。

第２　平時からの事前の備え

１　風水害リスクの事前確認

　　　事業所長等は、ハザードマップを参照し、当事業所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨等に伴う浸水高さ等を定期的に確認するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所で想定される風水害リスク | |
| 浸水リスク | 想定される浸水深さ３～５ｍ  アルミニウム等の禁水性物質 |
| 土砂災害リスク | 敷地東側一部が急傾斜地の崩壊警戒区域に該当 |
| 強風リスク | 台風等による建屋破損危険あり |
| 停電リスク | 停電時も稼働を必要とする設備が一部あり |

２　実施計画等の見直し

　　　事業所長等は、想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、定期的に実施計画等の見直しを検討するものとする。

３　対策の準備

（１）温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等の予備電源及び当該電源に必要な燃料を確保する。また、これらの保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置するものとする。

（２）建築物や電気設備等における浸水を保安上防止する必要がある場合には、土のう、

止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備するも

のとする。

（３）浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、

土のう等の必要な資機材を準備するものとする。

４　訓練等の実施

　　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業員等の習熟を図るとともに、対策実施に必

要な時間を確認してタイムラインとの整合性を図るものとする。

第３　危険性が高まってきた場合の応急措置

　１　防災情報に応じた危険物施設の対応

　　　防災情報（警戒レベル等）に応じた危険物施設の対応を別紙（タイムライン）のとおり定める。ただし、施設内で火災、危険物の流出等の被害が生じた場合は、これによらず必要な対応を講じるものとする。

　２　応急措置

（１）危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発

表する防災情報を注視し、浸水、土砂災害、強風、停電等による危険性に応じた措置

を講ずるものとする。（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の

確認、避難先や避難経路の確認等）。

（２）従業員等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕をもって作業するものとす

る。

（３）浸水等に伴い、危険物は流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある

場合は、速やかに消防機関等の関係機関へ通報するものとする。

（４）水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品がある場

合には、その物質の性状や保管状況等について、消防機関等へ情報提供を行うものと

する。

（５）施設外に危険物の流出がないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行うほか、オイ

ルフェンスを適切な場所に設置するものとする。

（６）危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収を行うものとする。

（７）河川等へ危険物が流出した場合は、速やかに消防機関等の関係機関に通報し、連携

して応急対策を実施するものとする。

　３　浸水・土砂対策

（１）土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減するものとする。

（２）配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水

や土砂の混入を防止するものとする。

（３）禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所へ移動、水密性のある区画へ保管

するものとする。

（４）金属製の溶融高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる。

　４　強風対策

（１）強風により塔槽類等が破損・転倒しないよう耐風性能を再確認するものとする。

（２）飛来物により建築物等が破損しないよう、シャッター等で保護するものとする。

（３）飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出に備え配管の弁等を閉

鎖するものとする。

　５　停電対策

（１）危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止するものとする。

（２）温度や圧力等の管理を継続することが必要な設備については、自家発電設備により

所要の電力を確保するものとする。

第４　天候回復後の点検・復旧

　　　天候回復後の点検・復旧は次によ

１　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うものとするが、破損程度により変

更許可申請が必要となる場合は許可後に行うこととする。

２　浸水した施設では、容器等の破損や危険物の流出の有無を確認するものとする。

３　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵または取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯

蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策を講ずるものとする。

４　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全

性を確認するものとする。